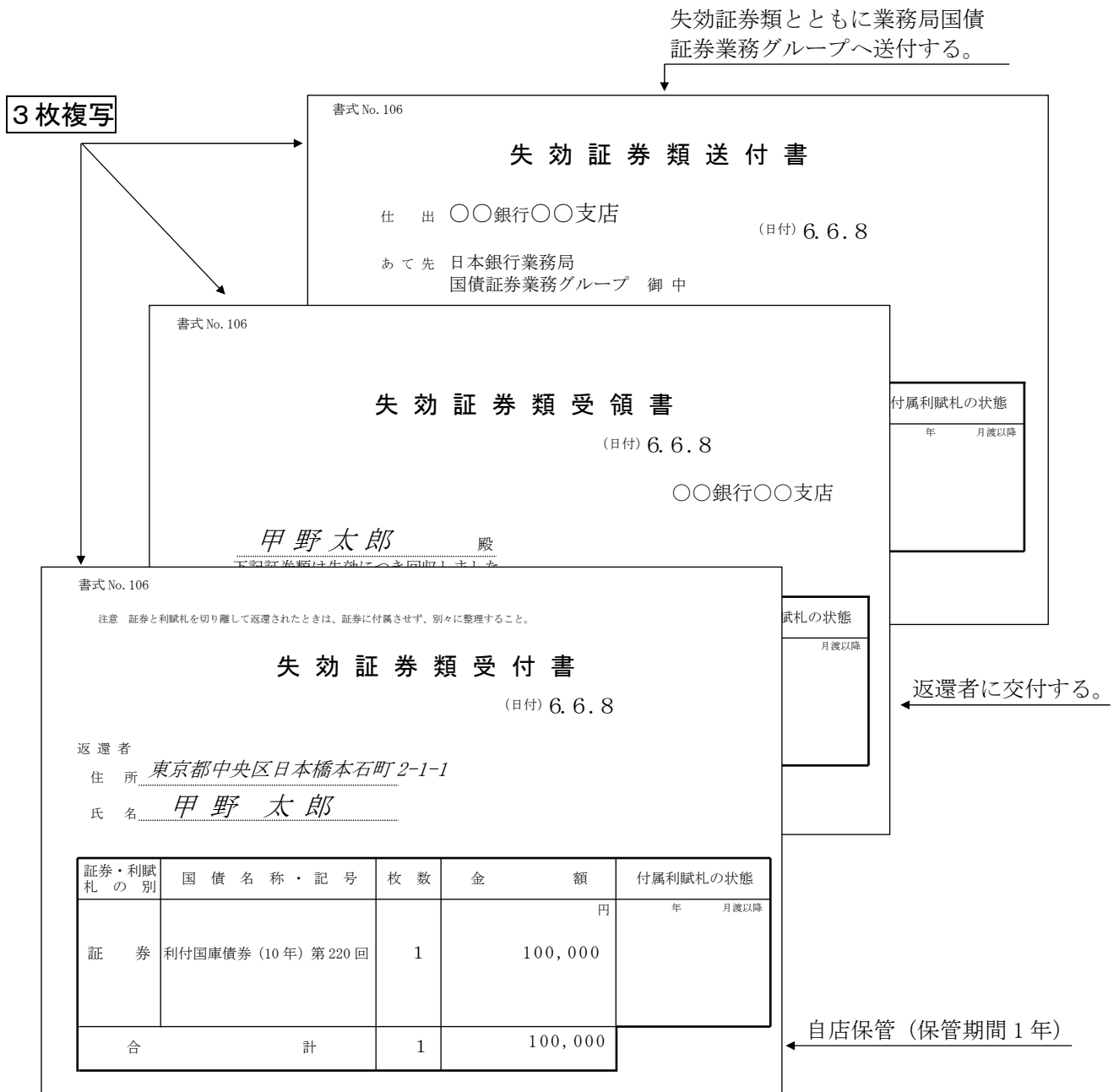


7 0 0	雜 則
-------	-----

国債代理店は、店頭に「日本銀行国債代理店」と掲示する。

事務手順	取扱要領
①失効証券類の受入	<p>○ 失効証券類の呈示または失効証券類についての照会を受けたときは、なるべく提出させるよう取計らう。</p> <p>* 失効証券類とは次のものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 消滅時効完成により効力を失った証券・利賦札 ● 滅紛失により、代証券または滅紛失利賦札元利金（償還金）支払通知書が発行された記名国債証券（利賦札）（回収する時には滅紛失証券（利賦札）発見届によることとなる。） ● 法令の定めにより無効とされた「賜金国庫債券」 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 143参照・消滅時効期間の計算方法と消滅時効の特例扱い ⇒ 423-6参照・滅紛失証券（利賦札）発見届の受理 <p>* 失効証券類は、国債規則（大正11年大蔵省令第31号）第20条により所持人は返還することとなっている。</p>
②受入手続き	<p>○ 受入れた失効証券類により、失効証券類受付書を作成する。</p> <p>* 失効証券類受領書および失効証券類送付書と併せて作成する（日本銀行ホームページ掲載書式を使用する場合には、失効証券類受付書との3枚複写となっている。）。</p> <p>○ 返還者に失効証券類受領書を交付する。</p> <p>* 証券と利賦札を切離して提出されたときは、そのまま別々に整理する。</p> <p>○ 失効証券類に廃印を明りょうに押す。 [廃印を押す箇所]</p> <p>証券 ● 表面の額面金額の箇所 ● 証券に利賦札がついているときは、全利賦札表面の中央部</p> <p>利賦札 ● 裏面 ○ 印の箇所（○のないものは裏面中央部）</p> <p>⇒ 142①参照・回収証券類への廃印の押なつ</p> <p>* 廃印に代え一般公社債用の「支払済印」は使用できない。</p> <p>○ 証券・利賦札（証券に利賦札がついているときは証券および全利賦札）のそれぞれ表面上部に「失効」と赤色で記載する。</p>
③業務局への送付	<p>○ 失効証券類・失効証券類送付書を一括して封筒に納め、速やかに業務局国債証券業務グループへ送付する。</p>

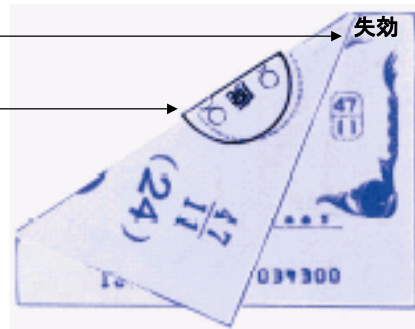
失効証券類受付書の記載例



失効証券類への記載例

赤色で表示する。

廃印を押す。



あらかし

- 新しい様式の国債証券が発行されたときは、その証券の見本が業務局（統轄店経由）から送付される。
 なお、見本国債証券印刷枚数などの関係から、見本の一部が送付されないとき、または見本利札だけが送付されるときがある。
 * なお、見本証券（印鑑票等毎配付分）は、交付取扱店から当該国庫債券の印鑑票等（見本証券添付分）の送付を受けるときに当該印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に送付される。
- 送付された見本は、自店に備付けておき、元利払などにより受入れる証券類の真偽・要項の調査確認などに利用する。
 * 見本証券（印鑑票等毎配付分）については、支払場所変更の請求のときは、印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に新支払場所へ送付することとなる。
 ⇒ 421-1 参照・元利金支払場所変更の請求
- 元利金の消滅時効完成などにより不用となった見本は、業務局（統轄店経由）からの通知に基づき自店において廃棄する。
 ⇒ 見本国債証券類配布一覧参照

事務手順	取 扱 要 領
①受入	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務局（統轄店経由）から見本の送付を受けたときは、交付通知および国債証券類送付書と照合し枚数を確かめる。 * 見本証券（印鑑票等毎配付分）については、印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に当該印鑑票等（見本証券添付分）と同枚数の見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付を受ける。このため、当該見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付を受けたときは、一緒に送付された当該印鑑票等（見本証券添付分）と同枚数の当該見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付を受けたことをあわせて確認する。なお、このとき、交付通知の送付を受けない。 ○ 国債証券類受領書に受領日付を表示し、これを速やかに統轄店（本店管下国債代理店は業務局国債証券業務グループ）へ送付する。 * 見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付を受けたときは、国債証券類受領書に受領日付を表示し、速やかに当該見本証券（印鑑票等毎配付分）等の送付元へ送付する。 <div data-bbox="1225 1787 1390 1877" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 交付通知 例示参照 </div>

②整理保管

- 見本国債証券類保管目録に受入日付・国債名称・記号・券面種類などを記載する。

受入れた見本は、透明な袋に収容してファイルするか、または簿冊にちょう付するなど、常時閲覧しやすいように整理して保管する。

- * 見本証券（印鑑票等毎配付分）を整理保管するときは、231により取扱う。なお、当該見本証券（印鑑票等毎配付分）を受入れたときは、見本国債証券類保管目録への記載を要しない。

保管目録
記載例参照

- 上記保管にあたっては、錠のかかるロッカーなどに収容する。

③汚染き損

- 見本を汚染き損し使用不能となったときは、速やかに統轄店（本店管下国債代理店は業務局国債証券業務グループ）へ連絡し、その指示により取扱う。

④廃棄

- 保管中の見本について統轄店から廃棄通知を受けたときは
 - 該当分を抜き出し、自店で速やかに廃棄する。（なるべく焼却の方法による。）
 - 見本国債証券類保管目録の該当銘柄・券面種類を抹消し、廃棄日付欄に「廃棄日付」を表示する。

廃棄通知
例示参照

保管目録の記載例

書式 No.420

見本国債証券類保管目録

(保管店名)
〇〇銀行〇〇支店

受入日付	種別(銘柄)	券面種類	廃棄日付
46. 5. 1	〇〇国庫債券 第〇回	50,000	} 5. 11. 30 ←
〃	〃	100,000	
〃	〃	1,000,000	
〃	〃	10,000,000	
47. 10. 20	〇〇〇〇国庫債券 い号	300,000	
48. 5. 10	〇〇国庫債券 第〇回	50,000	

2. 10. 23	〇〇〇〇国庫債券 い号	2,000,000	
5. 11. 16	〇〇〇国庫債券 い号	100,000	

「受入日付」を表示する。

● 用済後随時廃棄

廃棄する見本の銘柄・券面種類を抹消し、「廃棄日付」を表示する。

交付・廃棄通知の例示

2022年11月30日

国債代理店 御中

日本銀行〇〇支店

〇〇〇国庫債券の見本証券交付に関する件

貴店備付用として、標記見本証券を下記のとおり送付しますので通知します。

については、「日本銀行国債代理店事務取扱手続・730 見本国債証券類の取扱い」により貴店備付用見本としてご利用ください。

統轄店から、書面により見本とともに送付される。

記

〇〇〇国庫債券 い号 10万円券 1枚

以上

2022年11月15日

国債代理店 御中

日本銀行〇〇支店

見本証券の廃棄に関する件

貴店備付けの見本国債証券類のうち下記見本国債証券については、同国債の消滅時効完成に伴い不用となりましたので「日本銀行国債代理店事務取扱手続・730 見本国債証券類の取扱い」に基づき廃棄されたく通知します。

統轄店から、書面により送付される。

記

〇〇国庫債券 第〇回	10,000,000円券	} 4枚
	1,000,000円券	
	100,000円券	
	50,000円券	

以上

● 受入・廃棄手続完了後随時廃棄

(参考1)

見本国債証券類配付一覧

【令和3年10月現在】

種 別 (銘 柄)	券 面 種 類	枚 数
1. 遺族国庫債券 い号	50,000 円券 30,000	2
2. 引揚者国庫債券 〃	自 至 28,000 7,000	4
3. 特別給付金国庫債券 い号またはち号	200,000	1
4. 特別弔慰金国庫債券 い号 こ号	30,000 30,000	1 1
5. 第二回特別給付金国庫債券 い号 は号またはほ号	100,000 50,000	1 1
6. 第三回特別給付金国庫債券 い号	100,000	1
7. 引揚者特別交付金国庫債券 〃	100,000	1
8. 第四回特別給付金国庫債券 〃	600,000	1
9. 第五回特別給付金国庫債券 〃	300,000	1
10. 第二回特別弔慰金国庫債券 〃	200,000	1
11. 第六回特別給付金国庫債券 〃	300,000 150,000	1 1
12. 利付国庫債券 第6回	自 至 10,000,000 50,000	4
13. 〃 第10回	100,000,000	1
14. 第七回特別給付金国庫債券 い号	600,000	1
15. 第三回特別弔慰金国庫債券 〃	120,000	1
16. 第八回特別給付金国庫債券 〃	50,000	1
17. 第九回特別給付金国庫債券 〃	600,000	1
18. 第十回特別給付金国庫債券 〃	1,200,000	1
19. 第十一回特別給付金国庫債券 〃	20,000	1
20. 第四回特別弔慰金国庫債券 〃	300,000	1

種 別 (銘 柄)	券 面 種 類	枚 数
21. 第十二回特別給付金国庫債券	い号 600,000 円券	1
22. 第十三回特別給付金国庫債券	〃 50,000	1
23. 利付国庫債券 (20 年)	第 2 回 1,000,000	1
24. 第十四回特別給付金国庫債券	い号 750,000	1
25. 慰労金国庫債券	〃 100,000	1
26. 第五回特別弔慰金国庫債券	〃 180,000	1
27. 第十五回特別給付金国庫債券	〃 150,000	1
28. 利付国庫債券 (10 年)	第 157 回 100,000	1
29. 第十六回特別給付金国庫債券	い号 900,000	1
30. 第十七回特別給付金国庫債券	〃 1,800,000	1
31. 特別葬祭給付金国庫債券	〃 100,000	1
32. 第六回特別弔慰金国庫債券	〃 400,000	1
33. 第十八回特別給付金国庫債券	〃 900,000	1
34. 利付国庫債券 (20 年)	第 34 回 1,000,000	1
35. 第十九回特別給付金国庫債券	い号 1,000,000	1
36. 利付国庫債券 (10 年)	第 209 回 1,000,000	1
37. 利付国庫債券 (6 年)	第 29 回 1,000,000	1
38. 利付国庫債券 (20 年)	第 42 回 100,000	1
39. 利付国庫債券 (30 年)	第 1 回 1,000,000	1
40. 第七回特別弔慰金国庫債券	い号 240,000	1
41. 利付国庫債券 (変動・15 年)	第 11 回 1,000,000	1
42. 利付国庫債券 (5 年)	〃 1,000,000	1
43. 利付国庫債券 (20 年)	第 50 回 1,000,000	1
44. 利付国庫債券 (10 年)	第 229 回 100,000	1
45. 利付国庫債券 (30 年)	第 5 回 100,000	1

種 別 (銘 柄)	券 面 種 類	枚 数
46. 遺族国庫債券 2号	50,000 円券	1
47. 第十三回特別給付金国庫債券 を号	50,000	1
48. 第十七回特別給付金国庫債券 と号	1,800,000	1
49. 第二十回特別給付金国庫債券 い号	150,000	1
50. 引揚者国庫債券 も号	28,000	1
51. 引揚者特別交付金国庫債券 て号	170,000	1
52. 第十回特別給付金国庫債券 れ号	1,200,000	1
53. 第十九回特別給付金国庫債券 に号	1,000,000	1
54. 第二十一回特別給付金国庫債券 い号	1,000,000	1
55. 遺族国庫債券 5号	50,000	1
56. 引揚者特別交付金国庫債券 さ号	170,000	1
57. 引揚者国庫債券 す号	28,000	1
58. 第三回特別給付金国庫債券 よ号	100,000	1
59. 第七回特別給付金国庫債券 れ号	600,000	1
60. 十九回特別給付金国庫債券 へ号	1,000,000	1
61. 第二十二回特別給付金国庫債券 い号	2,000,000	1
62. 特別給付金国庫債券 よ号	200,000	1
63. 第四回特別給付金国庫債券 ね号	600,000	1
64. 第十回特別給付金国庫債券 そ号	1,200,000	1
65. 第十七回特別給付金国庫債券 り号	1,800,000	1
66. 第八回特別弔慰金国庫債券 い号	400,000	1
67. 第十三回特別給付金国庫債券 わ号	50,000	1
68. 第二十三回特別給付金国庫債券 い号	1,000,000	1
69. 遺族国庫債券 9号	50,000	1
70. 第十七回特別給付金国庫債券 わ号	1,800,000	1

種 別 (銘 柄)	券 面 種 類	枚 数
71. 第二十二回特別給付金国庫債券 に号	2,000,000 円券	1
72. 第二十四回特別給付金国庫債券 い号	1,000,000	(注1)
73. 第九回特別弔慰金国庫債券 //	240,000	1
74. 第二十五回特別給付金国庫債券 //	150,000	(注1)
75. 遺族国庫債券 13号	50,000	(注1)
76. // 14号	50,000	(注1)
77. 第二十六回特別給付金国庫債券 い号	1,000,000	(注1)
78. 第二十七回特別給付金国庫債券 //	2,000,000	1
79. 第十回特別弔慰金国庫債券 //	250,000	1
80. 第二十八回特別給付金国庫債券 //	500,000	(注1)
81. 第十一回特別弔慰金国庫債券 //	250,000	1
82. 第二十九回特別給付金国庫債券 //	500,000	(注1)
	合 計	85 (注2)

(注1) 該当の記名国債証券の印鑑票を備付ける支払場所として指定された店舗に対してのみ、当該印鑑票と同枚数だけ配付。

(注2) (注1) にかかる見本の枚数を除く。

(備考)

1. 昭和41年8月1日以降開設の国債代理店には、1および2を除くものを配付。
2. 支払取まとめ店のうち、その店舗が代理店または国債代理店になっていないところには、記名国債証券の見本(1~11、14~22、24~27、29~33、35、40、46~81)を除くものを配付。
3. 見本を紛失した国債代理店には、原則として紛失当時の開設国債代理店の配付種類を基準に再配付。

(参考2)

第九回特別弔慰金国庫債券などの見本国債証券類

財務省からの指示により、第八回特別弔慰金国庫債券の予備証券を独立行政法人国立印刷局において印刷加工したものを第九回特別弔慰金国庫債券などの見本国債証券類として取扱うこととなった。

* 印刷加工された第八回特別弔慰金国庫債券の予備証券を見本国債証券類として取扱う記名国債証券は、次のとおり。

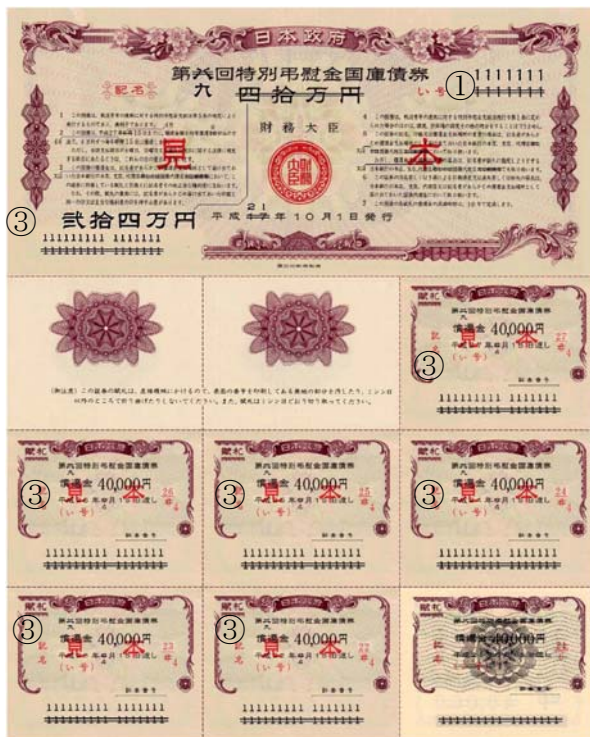
- ・ 第九回特別弔慰金国庫債券
- ・ 第十回特別弔慰金国庫債券
- ・ 第十一回特別弔慰金国庫債券

第九回特別弔慰金国庫債券の見本および実際の証券の様式例は次のとおりである。

* 第十回特別弔慰金国庫債券および第十一回特別弔慰金国庫債券の見本にも、実際の証券に合わせて同様の印刷加工が行われている。

第九回特別弔慰金国庫債券の見本等の様式例

見本（表面）

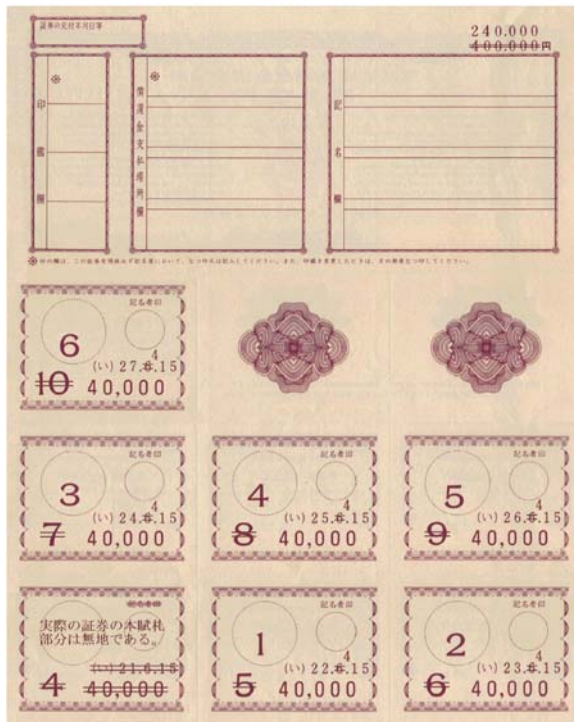


実際の証券（表面）



- ① 見本上では「1」の羅列に訂正されているが、実際の証券上では証券の番号が表示される。
- ② 実際の証券上には「見本」の文字は表示されない。
- ③ 見本上では「1」の羅列に訂正されているが、実際の証券上では機械処理用コード番号（右が証券の番号を示している。）が表示される。

見本（裏面）



実際の証券（裏面）

